

2018年度 指導員，準指導員受検者養成講習会

本講習会は、全日本スキー連盟基礎スキー検定規程第9条第1項第4号に規定する「加盟団体が主催する養成講習会」とする。

第1回 指導員・準指導員受検者養成講習会（実技）

【会 期】 2017年12月29日（金） ～ 2018年 1月 3日（水）
 【会 場】 鳥取県 だいせんホワイトリゾート
 【本 部】 ホテル大山 しろがね荘 TEL 0859-52-2211
 【受 付】 8：00～9：00
 【主 催】 山口県スキー連盟
 【講 師】 ブロック技術員及び指導員
 【受 講 料】

	指導員	6日間	12,000 円		準指導員	6日間	17,000 円
		5日間	11,500 円			5日間	15,500 円
		4日間	10,500 円			4日間	14,000 円
		3日間	9,000 円			3日間	12,000 円
		2日間	7,000 円			2日間	9,500 円
		1日間	4,500 円			1日間	6,000 円

【宿 舎】 ホテル大山 しろがね TEL 0859-52-2211 宿泊料各自負担
 【申 込 先】 〒742-0021 柳井市柳井7848-15 滝本 美保
 【締 切 日】 2017年12月8日（金） 必着

第2回 指導員・準指導員受検者養成講習会（実技）

【会 期】 2018年 1月13日（土） ～ 2018年 1月14日（日）
 【会 場】 広島県 芸北国際スキー場【予定】
 【本 部】 国際ロッジ TEL 0826-35-0047
 【受 付】 9：00～9：30
 【主 催】 山口県スキー連盟
 【講 師】 ブロック技術員及び指導員
 【受 講 料】

	指導員	2日間	7,000 円		準指導員	2日間	9,500 円
		1日間	4,500 円			1日間	6,000 円

【宿 舎】 国際ロッジ 宿泊料各自負担
 【申 込 先】 〒742-0021 柳井市柳井7848-15 滝本 美保
 【締 切 日】 2017年12月8日（金） 必着

第3回 指導員・準指導員受検者養成講習会（実技 理論）

【会 期】 2018年 1月27日（土） ～ 2018年 1月28日（日）
 【会 場】 山口県 十種ヶ峰スキー場
 【本 部】 十種ヶ峰スキー場ロッジ
 【受 付】 8：00～9：00
 【主 催】 山口県スキー連盟
 【講 師】 ブロック技術員及び指導員
 【受 講 料】

	指導員	2日間	7,000 円		準指導員	2日間	9,500 円
		1日間	4,500 円			1日間	6,000 円

【宿 舎】 十種ヶ峰ロッジ 宿泊料各自負担
 【申 込 先】 〒742-0021 柳井市柳井7848-15 滝本 美保
 【締 切 日】 2017年12月8日（金） 必着

第4回 指導員・準指導員受検者養成講習会（実技）

【会 期】 2018年 2月3日（土） ～ 2018年 2月4日（日）
【会 場】 広島県 県民の森スキー場
【本 部】 県民の森公園センターホテル
【受 付】 8：00～9：00
【主 催】 山口県スキー連盟
【講 師】 ブロック技術員及び指導員
【受 講 料】 指導員 2日間 7,000 円 2日間 9,500 円
1日間 4,500 円 1日間 6,000 円
【宿 舎】 県民の森公園センターホテル 宿泊料各自負担
【申 込 先】 〒742-0021 柳井市柳井7848-15 滝本 美保
【締 切 日】 2017年12月8日（金） 必着

第5回 指導員・準指導員受検者養成講習会（実技）

【会 期】 2018年 2月10日（土） ～ 2018年 2月12日（月）
【会 場】 広島県 芸北国際スキー場【予定】
【本 部】 国際ロッジ TEL 0826-35-0047
【受 付】 9：00～9：30
【主 催】 山口県スキー連盟
【講 師】 ブロック技術員
【受 講 料】 指導員 3日間 9,000 円 準指導員 3日間 12,000 円
2日間 7,000 円 2日間 9,500 円
1日間 4,500 円 1日間 6,000 円
【宿 舎】 国際ロッジ 宿泊料各自負担
【申 込 先】 〒742-0021 柳井市柳井7848-15 滝本 美保
【締 切 日】 2017年12月8日（金） 必着

*指導員の養成講習修了報告書の発行

- 1 全日本スキー連盟スキー指導者検定規程第20条第1項(4)に規定する養成講習修了報告書については、次の条件が満たされた者について発行する。
 - (1)指導員受検者養成講習（理論）を受講した者
 - (2)第1回～第5回（実技）指導員受検者養成講習を6日以上受講した者。
ただし、西日本ブロックで行う「指導員受検特別養成講習会」を受講した者は、その日数は、6日の中に含めるものとする。
- 2 終了した養成講習の有効期間は3ヶ年とする。

*準指導員の養成講習修了報告書の発行

- 1 全日本スキー連盟スキー指導者検定規程第32条第1項(3)に規定する養成講習修了報告書については、次の条件が満たされた者について発行する。
 - (1)準指導員受検者養成講習（理論）を受講した者
 - (2)第1回～第5回（実技）準指導員受検者養成講習を6日以上受講した者。
- 2 終了した養成講習の有効期間は2ヶ年とし、実技実習22時間は受講年度のみとする。

*スキー場の利用について

近年、スキー場において一部のルール違反（駐車場利用・進入禁止道路等）が指摘されています。ルールを守ってスキー場の利用を心がけてください。

*名簿作成について

氏名、住所、連絡先、所属クラブを掲載した名簿を作成しようと思います。掲載事項等、不都合がございましたら、県連の方までお知らせください。